

特許 & 技術レポート

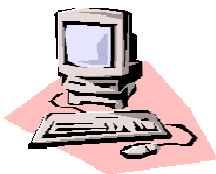
河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2014-04

.....

ハイライト :

新製品の特許・商標・デザイン、一括審査で一度に	1
大法院「特許の権利範囲確認審判で進歩性がなくても権利範囲認定」	2
進化する生体認識技術	3
半導体回路露光技術、極紫外線露光へ世代交替始まる	4
遠隔診療に備えるサムスン、メディカルデータの転送方法に関する特許出願	5
Sewoncellontech、バイオコラーゲンの製品化技術に関する欧州特許	6



特許制度

新製品の特許・商標・デザイン、 一括審査で一度に

特許庁は、企業の事業戦略に応じて多数の出願を希望する時期に合わせて審査する一括審査制度を4月1日から商標とデザインにまで拡大施行し、申請要件の規制を改善することを明らかにした。

一括審査制度は、昨年12月から特許・実用新案を対象として始め、SK Innovationが13件の特許出願を行うと同時に審査を進めている。5月からは申請対象を拡大して、申請の便宜を改善し、本格的に施行する。

この制度を利用することになると、特許から商標、デザインまで一度に審査結果を受けることができるようになり、創造経済の中核基盤である融・複合技術の知的財産権

を一括して確保できることが期待される。これまで一括審査の申請のためには全ての出願の優先審査申請を要件としていたが、必要な場合にのみ優先審査を申請するようにして、出願人の負担を最小化させた。

また、製品写真と取引の領収証全てを証明書類として提出しなければならなかったが、出願人の便宜のために、そのうち一つのみを提出するように規制を改善する。また、企業の営業秘密を保護するために、必要な場合、新製品の事業準備証明資料を特許庁に提出する代わりに、審査官が閲覧することとするように制度を改善する。

一括審査制度は、審査官が説明会を通じて出願人と能動的に疎通・協力するようにし、一度の一括審査申請により、様々な知財権を企業が希望する時期に審査するオーダーメイド型ワンストップの審査支援サービスである。また、特許・実用新案・商標・デザインの審査部署が協力し、多様な知財権について同時に審査サービスを提供することによって、特許庁内の部署同士の仕切りをなくす「政府3.0（公共機関の情報を作成と同時に公開する計画）」の価値を実践する制度である。一括審査の申請対象は、「事業実施または準備」、「海外輸出」に関する出願である。中小企業及び創業の支援のために、「ベンチャー企業」、「技術

革新型中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査の申請が可能である。一括審査の申請は、特許庁が運営するオンラインの特許出願サイト「特許路(www.patent.go.kr)」を通じて行うことができる。

特許庁特許審査制度課のキム・ジス課長は、「一括審査の対象を拡大して申請要件を緩和し、企業の特許戦略の樹立と時期適切な新製品の知財権保護に役立つであろうと予想される」とし、「今は制度の施行初期であるため申請件数が少ないが、企業の間い合わせが相次いでおり、この制度を用いて恩恵を受ける企業が増えることを期待する」と述べた。



特許判例

大法院「特許の権利範囲確認審判で進歩性がなくても権利範囲認定」

特許権や実用新案権の権利範囲確認審判では、進歩性がなくてもその権利範囲を否定してはならないという大法院の判決が出た。

大法院全員合議体(主審：コ・ヨンファン大法官)は3月20日、H社がキム某氏を相手に提起した権利範囲確認訴訟の上告審(2012HU4162)で、原告敗訴の判決を下した原審を確定した。

裁判部は、「特許は一旦登録されると、進歩性がないため特許を無効とすることができるという事由がたとえあっても、特許無効審判により無効とするという審決が確定されない限り、他の手続きで特許が無効であることを前提に判断することはできない」とし、「権利範囲確認審判は、審判請求人がその請求で審判の対象とした確認対象発明が特許権の効力が及ぶ客観的な範囲に属するかどうかを確認する目的を有する手続きであるため、特許発明の進歩性まで判断することは制度の本質に合わない」と述べた。

また、「特許発明または登録考案が新規性はあるが、進歩性がない場合、権利範囲確認審判で当然その権利範囲を否定することができる」旨判示した大法院判決(90HU823等)は変更した。

キム氏は、飼料運搬車両用飼料搬送装置の実用新案権者であって、2012年H社の考案が自らの登録考案の範囲に属するとして特許審判院に権利範囲確認審判を請求し、認容決定を得た。その後、H社は2012年7月、「キム氏の登録考案は進歩性がないため無効であり、よって、権利範囲を認めることができない」として特許法院に審決取消訴訟を提起した。特許法院は、「権利範囲確認審判では、進歩性がない場合であっ

てもその権利範囲を否定することができない」として、原告敗訴の判決を下した。

大法院は、今回の判決に関して、「権利範囲確認審判の制度の目的と本質を考慮したとき、進歩性可否を審理することができないという態度を明確にした」とし、「肯定と否定の立場が併存していた判例を統一したことに意義がある」と述べた。

大法院2013. 2. 14. 宣告2011D013441判決[商標法違反][公2013上、523]

【判示事項】

[1]デザインになり得る形状や模様が、商標として使用されていると見ることができる場合

[2]被告人甲株式会社の代表理事である被告人乙が、被害者である英国丙会社の登録商標と類似する格子柄が使用された商品を販売目的で中国から輸入したとして商標法違反で起訴された事案において、諸般事情に鑑みて、被告人である甲会社が輸入した商品の格子柄は、商品の出先を表示するために商標として使用されたと見なければならぬにもかかわらず、これと異にして被告人に無罪を認めた原審判決に法理誤解の違法があるとした事例

【判決要旨】

[1]デザインと商標は、排他的・選択的關係にあるのではないので、デザインになり得る形状や模様であったとしても、それが商標の本質的機能である自他商品の出先表示として機能する場合には、商標として使用されたものと見なければならぬ。

[2]被告人甲株式会社の代表理事である被告人乙が被害者である英国丙会社の登録商標と類似する格子柄が使用されたシャツを販売目的で中国から輸入したとして商標法違反で起訴された事案において、丙会社の登録商標は衣類等の商品に関して丙会社の出先表示として広く知られている点、丙会社の登録商標は格子柄を形成する線の色相及び個数・配列順序等により独特なデザイン的特徴を有しており、主に衣類等商品の表面または裏面の相当部分に表示される形態で使用され、その商品を装飾すると共に丙会社の出先も共に表示する機能を行なっている点等、諸般事情に鑑みたとき、被告人である甲会社が輸入したシャツの格子柄は、商品の出先を表示するために商標として使用されたと見なければならず、シャツに別の標章が表示されてはいるものの、一つの商品に二つ以上の商標が表示され得る点等を考慮したとき、シャツの格子柄がデザイン的にのみ使用されていると見ることができないにもかかわらず、これと異にして被告人に無罪を認

めた原審判決に商標の使用に関する法理等を誤解した違法があるとした事例。

【参照条文】

[1]旧商標法(2011.12.2.法律第11113号で改定される前のもの)第2条第1項第6号(現行第2条第1項第7号参照)、商標法第66条第1項第1号

[2]商標法第66条第1項第1号、第93条、第97条

【参照判例】

[1]大法院2000.12.26.宣告98D02743判決(公2001上、406)
大法院2012.1.27.宣告2010D02535判決

紛争

米国のパテントロール、サムスン電子半導体に訴訟提起

サムスン電子が米国のDSSテクノロジ・マネジメント(以下DSS)から特許侵害訴訟を受けた。

サムスン電子によると、DSSは3月10日、テキサス東部地方裁判所にサムスン電子を特許侵害の疑いで提訴した。この会社は、サムスン電子と共にTSMC、NECテクノロジ等も共に提訴した。

訴訟対象はサムスン電子の半導体製造工程の技術である。DSSは昨年、関連の特許を他の企業から買収した後、訴訟を検討してきたと伝えられている。

DSSは昨年11月、アップルを相手に2件の特許侵害訴訟を提起したこともあるパテントロールである。当時この会社は、iPhone、iPad、mac-pro等が「個人データネットワーク」に関する技術を侵害したと主張した。同年5月、該当特許2件を他企業から買収して取得するやいなや、直ちにアップルを相手に訴訟に乗り出した。

サムスン電子の関係者は、「現在訴状を検討しており、綿密に見た後、対応する予定である」と述べた。業界では、DSSがパテントロールであるため、両社の合意が容易ではないであろうと予想している。

一方、パテントロールが依然として訴訟を提起しているのに対し、サムスン電子はグローバル特許協約に速度を加えている。今年初め、グーグル、スウェーデンの通信メーカー、エリクソン、米国の半導体パッケージングメーカーのテセラ、米国の通信装備メーカーのシスコと特許クロスライセン

スを結んだ。また、昨年はSKハイニックスと半導体の特許共有に対する契約を締結している。

出願動向

進化する生体認識技術

セキュリティ技術は、1990年代のシステムセキュリティ、2000年代のネットワークセキュリティを経て、2010年以降は個人情報のセキュリティに主な関心事が移っており、個人情報のセキュリティと関連して、「生体認識技術」が注目されている。

生体認識には、指紋、顔、虹彩以外にも広く知られていない技術があるが、静脈認識、心電図認識がそれである。静脈認識は、静脈の形状が指紋のように一人一人互いに異なるという点に着眼し、手の甲や手首の静脈の形状で身元を識別する技術である。心電図認識は、心電図のデータを用いて本人可否を識別する過程で、健康状態も共にモニタリングできるというメリットを有する。

特許庁によると、最近3年間の「生体認識技術」に関する出願は、2011年216件、2012年271件、2013年394件と出願量が増加する傾向にあり、顔認識、指紋認識、虹彩認識が占める比率は各々44.7%、31.7%、8.6%の順となる。

「生体情報」は、各個人毎に独特で盗難や偽造の恐れがないため、生体情報をパスワードの代わりに使用する場合、保安性を大きく高めることができる。特に、ハッキングによりオンラインバンキングの金融事故が頻発している状況の中、近いうちに生体認識技術が公認認証書に代わるであろうと予想される。

指紋認識と顔認識は既に商用化されあちこちで使用されているが、「虹彩認識技術」はまだ多く使用されていないのが実情である。しかし、一人一人固有のパターンを有し、一生変わらない特性を有する虹彩は、測定可能な約266の識別特徴を有しており、40程度の識別特徴を有している指紋より遥かに正確に本人可否を表示するというメリットがある。これを用いる虹彩認識技術は、生体認識技術のうち最も成長率が高いことが予測される。

最近では、スマートフォンのかさが増えることなく、虹彩認識技術をスマートフォンに適用できるようにする技術が特許出願されているのが特徴的である。今後、金融機関で虹彩認識をモバイルバンキングの認証方式に採択した場合、携帯用虹彩認識技術の市場はさらに拡大することが予想される。

特許庁の関係者は、「指紋認識から虹彩認識まで生体認識技術は進化し続けているが、最近になって生体認識技術をスマートフォンに適用することに関する技術開発の競争が加速化するであろうと予測され、この過程で特許侵害及び営業秘密流出に関する紛争が生じる可能性が高いので、これに備える必要がある」としている。

半導体回路露光技術、 極紫外線露光へ世代交替始まる

次世代半導体回路の微細パターン作製技術が、極紫外線露光技術へ世代交替している。

半導体回路の露光技術は、感光材料に光を照射して微細回路を描く技術で、短波長の光源を使用するほど更に微細なパターンニングが可能である。これは、ウエハ1つ当たりに対してどれほど多くのチップを取られるかに関するもので、半導体チップの価格と性能を決定する最も重要な技術である。

現在次世代半導体微細回路パターンは、フッ化アルゴン(ArF)レーザ(波長193nm)光を液体層に透過させて有効波長を減らすことによって、解像度を増加させる液浸露光が主流をなしている。このような液浸露光は、ダブルパターンニングを適用しても、DRAM、NANDフラッシュの製造において、20ナノ台のパターンニング技術としてさらに微細にすることができなかった。

しかし、最近のモバイル機器の爆発的な成長と共に、3D積層技術が適用された低電力高性能の半導体チップの需要に応じて、10ナノ台の微細パターンニングが可能で量産技術で極紫外線(EUV)(波長13.5nm)を光源として用いる極紫外線露光技術が次世代の露光技術として台頭している。

また、最近、極紫外線露光に関する出願がパターン工程、反射型マスク、感光性材料等の商用化工程に集中していることで、液浸露光から極紫外線露光への世代交替が始まっていることを示唆している。

特許庁によると、2006年から2013年まで韓国に出願された極紫外線露光に関する特許出願は計342件に達し、2008年を境に極紫外線に関する出願件数が液浸露光に関するものを超えた。

極紫外線露光分野での最多出願人はSKハイニックスで、調査期間中86件を出願し、後に続いて、ASML35件、旭硝子31件、カールツァイス25件等の順となり、サムスン電子は21件で6位である。

注目すべき部分は、この分野で韓国企業の活躍が目立つという点である。光源、光学系、感光性材料の分野では、ドイツ、オランダ、日本企業が優位を占めている反面、反射型マ

スク、パターン工程の分野では、SKハイニックスとサムスン電子が合わせて60%以上と絶対的に優位に立っており、検査/メンテナンスの分野においても、30%以上を占めていることが分かった。

特許庁の関係者は、「今後極紫外線を用いた半導体製造工程技術においては、韓国の半導体企業が主導権を握ることが予想される」と述べた。

電子・半導体

政府、 「2020年に世界7大医療機器強国に」

韓国政府が2020年までに世界7大医療機器強国になることを宣言した。

高付加価値の医療機器産業を育成し、今後6年間の輸出規模を13兆5000億ウォンの水準に引き上げ、世界市場の占有率3.8%を達成することを目標としている。しかし、一部事業は、現在医療系と葛藤を抱えている遠隔診療との関係が必要であり、狂いが生じる可能性も提起されている。

政府は3月19日の経済関係長官会議で、保険福祉部・企画財政部・産業通商資源部・未来創造科学部など関係部署と合同で「医療機器産業の中長期発展計画」を発表した。保健産業を未来成長産業に育成するためのもので、韓国企業の市場進出支援と各種規制の改善、国産医療機器の信頼性を高めること等に焦点を合わせている。

また、今回の発展計画を基に、上半期に関係部署との協議を経て、事業別細部実行計画を設ける予定である。これを通じ、2013年を基準に2億5000万ウォンの輸出額を13兆5000億ウォンまで高めることを目標とする。世界市場の占有率は、従前の1.2%から3.8%に、雇用人員は3万7000名から13万名に引き上げる方針である。

目標達成のために、△市場進出成功のための戦略的な研究開発(R&D)投資、△信頼性確保・規制の効率化で国内市場の進出を支援、△海外の高付加価値市場進出を支援、△アイデアで勝負する開放革新型生態系構築の4大戦略を設けた。これに基づき、70の細部課題を推進する予定である。

政府は、病院等の使用者のR&D参加を積極的に誘導する。企業と病院を連携したR&D事業を支援し、一定規模(10億ウォン)以上の課題には、病院・企業間の協力計画の提出を義務化する。加えて、国民の体感度を高めるための戦略的投資にも乗り出す。情報技術(IT)基盤の製品等韓国が強みを持っている分野を戦略的に育成するために、「医療機器分野別支援

ロードマップ」を設け、戦略品目を選定して集中的に支援する。

また、国産の新製品の比較テストを支援する等、国産医療機器の信頼向上に取り込み、医療機器の製品化において段階別に不合理な規制を緩和し、医療機関と販売メーカー間の癒着等、歪んだ流通慣行を根絶する。具体的には、リベートの制裁対象・範囲を拡大し、「医療機器購買代行業の標準ガイドライン」を制定する。

さらに、海外の知的財産権(IP)の紛争に対応し、国別の防御戦略を設ける等、特許紛争にも積極的に乗り出す。例えば、高コストの海外臨床試験の費用を支援し、国際基準・規制強化に積極的に対応する。また、「自由公募型小額課題(グラント型R&D)」を導入し、創意的アイデアを持続的に発掘する。学位過程である「医療機器産業の特性化大学院」の支援を拡大して、専門人材を養成し、Uヘルスサービス・医療用ロボット等、先端医療機器分野へ導くための制度的基盤も構築する。

遠隔診療に備えるサムスン、メディカルデータの転送方法に関する特許出願

サムスン電子が遠隔医療時代に備え、基幹技術の確保に拍車をかけていることが分かった。将来の主力産業とするために、早くから技術力集積に着手した形である。

業界によると、サムスン電子は、遠隔診療に関する技術特許を出願したことが明らかになっている。「ユビキタスヘルスケアの環境でメディカルデータの非-転送の危険を緩和する方法及びシステム」という名称で出願されたこの技術は、センサから伝達される医療情報を切れることなく転送することが骨子である。

サムスン電子が提出した請求項によると、「プライマリ・ゲートウェイの一部インターラプトの場合、シームレス・メディカルデータの転送を達成するために、プライマリ・ゲートウェイにより代替のバックアップ・ゲートウェイの選択を提案する」という内容で記述されている。

患者に取り付けられたスマート機器やセンサで健康状態を周期的に感知し、診断サーバーが応急状況を予測すると、遠隔地の医師が応急措置を取る遠隔医療に活用される技術として評価される。

サムスン電子は、昨年2月20日、このような内容の技術の特許出願した。技術開発ははるか以前であったと推定される。サムスンが次世代の成長力のために、相当期間力を入れているものと解釈される。

実際にサムスン電子は、ITと医療技術が融合されたヘルス

ケア分野で韓国国内でも多くの特許を出願している。特許庁によると、サムスン電子が出願した関連特許は106件である。これは、SKテレコム(93件)・韓国電子通信研究院(81件)・慶北大学校(44件)・KT(43件)等よりも抜きん出ている数値で、遠隔医療の直接的な利害当事者である大学病院や通信会社より積極的な姿である。遠隔医療が導入されれば、サムスンが市場開拓に最も早く乗り出すであろうと予想される理由である。

化学・金属・生命工学

韓国政府「バイオ製薬分野の強国に」

英米圏域のバイオ医薬品市場を脅かし、アジア各国の世界バイオ製薬の市場占有率が急増している中、韓国がこの分野の強国になるために力を入れている。

政府は、バイオ産業内の医薬品及び誘電体分析事業に積極的な投資の意志を表明し、世界最高のバイオ国家になる意欲を見せた。

既存の合成医薬品ではない抗体医薬品(バイオメディスン)分野で急浮上しているアジアで、韓国が他のライバル国を退け、市場を占めることを宣言したものである。

実際に、最高権威の臨床医学ジャーナル「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシン(NEJM)」の2013年の研究によると、米国のR&D投資占有率が2007年の51%から2013年は45%と下落した反面、韓国、中国、日本等アジア各国は、過去18%から昨年は24%と大きく向上した。ヨーロッパは29%台の占有率を守り続けている。

韓国は、幹細胞治療剤1、2、3号(Pharmicell「Hearticellgram」、Medi-post「Cartistem」、Anterogen「Cupistem」)を保有する等、バイオ製薬のパイオニアとして評価されている。

のみならず、Celltrionは、バイオシミラーであるRemsimaを初めて開発し、その後についてSamsung biologics、Samsung bioepisが莫大な支援と技術力を基に、市場開拓の意志を示している。

このような技術力を認め、産業部はバイオR&D事業化の成果を高めるために戦略的支援の強化を明らかにした。

まず、バイオR&D事業化の成果を高めるために、現在推進しているバイオ分野の多様なR&D事業に対する効率性向上に対する努力を強化し、事業間の連係を通じたシナジー創出案を設ける計画である。

ベンチャー企業、大学、病院等で開発したバイオ特許を中小・中堅企業とのコンソーシアムを構成して事業化する場
合、課題当り4年間30億ウォン規模の政府出資金が投入される。

なお、事業の一環として、2021年まで8年間5788億ウォンを
投入し、誘電体研究事業に本格的に乗り出すことを明らかに
した。

一名、「ポストゲノム多部署誘電体事業」と名づけられた
計画には、保健福祉部は勿論、未来創造科学部、産業通商資
源部、海洋水産部、農林畜産食品部、農村振興庁等6つの部署
が参加する。

このような政府の努力を証明するように、2012年の国内バ
イオ産業の生産規模は7兆1292億ウォンと前年(6兆3962)比
11.5%が増加した。特に、投資規模において、バイオ医薬が
74.1%を占め、増加率も26.7%と最も高かった。

産業資源部の関係者は、「今年バイオ産業を創造経済時代
を主導する中核産業に育成するために、バイオR&D事業化の
成果を高め、バイオ分野の融合活性化及び新市場の創出を積
極的に推進していくつもりである」とし、「韓国のバイオ産
業の成長に対応し、今後も技術開発・人材養成・海外進出等、
企業の需要に適する政策支援を持続的に強化していく計画
である」とした。

Sewoncellontech、バイオコラーゲンの 製品化技術に関する欧州特許

Sewoncellontechは、バイオコラーゲンの製造と製品化の
基幹技術に関する欧州特許登録を終えたことを明らかにし
た。

バイオコラーゲンの製造・製品化の基幹技術に関する特許
は、動物の骨、軟骨、皮膚、筋・靭帯等の多様な組織から医
療用に使用できる多量のコラーゲン原料をさらに効率的に
分離・製造できる技術的成果を遂げたものだ。骨組織からコ
ラーゲンを分離する技術を産業的に利用可能な水準まで引
き上げたという点で大きな意義がある。

バイオコラーゲン(RMS BioCollagen、生体組織に非常に近
く、生理活性が大きい高分子物質で、組織再生治療分野で
大きく注目されている高付加価値原料)は、米国食品医薬品局
(FDA)と米国化粧品工業会(PCPC)に国際原料医薬品、国際
化粧品原料として認可されている。

SewoncellontechRMS本部のソ・ドンサム常務は、「韓国を
はじめ米国と中国に続き、欧州地域35カ国の特許権を確保
する快挙を遂げた」とし、「バイオコラーゲンの製造技術はも
ちろん、多様な再生医療製品化の技術まで含む幅広い基幹
技術を占めたことに大きな意味がある」と強調した。

同社は、シワ改善剤であるTheraFill(組織修復用生体材
料)と創傷治療剤であるTheraForm(コラーゲン吸収性創傷被
覆材)、CartiFill((軟骨)組織修復用生体材料)、CartiZol(コ
ラーゲン使用組織補充材)、SurgiFill(生体材料移植用骨)、
OssFill(生体材料移植用骨)、DuoFill(血小板豊富血漿(PRP)
混合組織修復用コラーゲンフィラー)、RegenSeal(コラーゲ
ン使用組織補充材)等、組織再生に適用可能な再生医療製品
の開発に成功し、韓国は勿論、欧州や米国地域等で市販許可
を得て、現地の患者に供給している。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr